

## 匝瑳市ネーミングライツ事業命名権者募集要領

(令和5年度 第四次募集)

### 1 趣旨

この要領は、本市が選定した施設におけるネーミングライツ命名権者（以下「命名権者」という。）の募集を行うにあたり、匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領（以下「要領」という。）第5条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものであります。

### 2 対象施設

今回、ネーミングライツを導入する対象施設については、「八日市場ドーム」、「のさかアリーナ」及び「山桑公園野球場」の3施設とします。

※対象施設の詳細は、別紙「匝瑳市ネーミングライツ事業対象施設」をご覧ください。

### 3 権利の内容

(1) 対象施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。

市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、命名権料等を含めネーミングライツ審査委員会において審査を行います。

(2) 募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、必要に応じて愛称と条例上の名称を併記したり、条例上の名称を単独で使用する等の対応をすることがあります。

### 4 希望契約期間

3年以上10年以内とし、協議により決定します。

### 5 命名権料

(1) 命名権料の額

対象施設ごとに市が希望金額（年額）を設定しています。希望命名権料の額が市の希望金額を下回る場合であっても申込みを受け付けますが、事前に協議をお願いします。

(2) 命名権料の支払い

決定した命名権料は、市が発行する納入通知書により原則として年度ごとに一括でお支払いただきます。

6 募集方法

(1) 応募資格

日本国内の法人とし、要領第3条の規定に該当しない法人。

(2) 申込方法

次の申込先まで必要書類を郵送（一般書留等）又は持参により申込みください。

〈申込先〉

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市役所 財政課 管財班（庁舎2階）

〈必要書類〉

ア ネーミングライツ事業申込書（第1号様式）

イ ネーミングライツ事業（新規）申込みに係る誓約書（第2号様式）

ウ 法人の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）

エ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

オ 法人の登記事項証明書

カ 最新の事業計画書

（記載内容例）①事業に関する概要・実績・収支状況・計画等

②社会貢献（社会貢献等の理念・活動実績・今後の計画等）

キ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

ク 匝瑳市の市税に滞納がないことを証明する書類（証明願等）

(3) 留意事項

ア 申込みに係る必要な経費は、全額申込者の負担とします。

イ 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

オ 命名条件が設定されている施設がありますので、詳しくは「匝瑳市ネーミングライツ事業対象施設」をご確認ください。

## 7 募集期間

令和6年2月1日から令和6年4月30日までを第四次募集期間とします。ただし、閉庁日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日（1月1日を除く））を除く午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とします。なお、選定期間については、下記のとおりとします。

申込期間（第四次募集）	選定期間（優先候補者の決定）
令和6年2月1日から令和6年4月30日まで	令和6年5月末頃

## 8 選定の方法（契約までの流れ）

内容	時期 (見込み)
① 優先候補者の決定 ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツ優先候補者の適否を審査（※1）する。当該委員会からの審査報告を踏まえ、市長が優先候補者を決定し、すべての申込者に対し、ネーミングライツ事業優先候補者審査結果通知書にて、可否の通知をする。	5月末頃
② 優先候補者と協議 市は決定した優先候補者と協議（※2）を行い、相手方とするか否かを決定し、ネーミングライツ事業協議結果通知書により、当該優先候補者に通知する。	6月頃
③ 契約の締結 市は決定した相手方とネーミングライツ事業に関する契約を締結する。契約締結後、新名称（愛称）の使用開始に向け、市は命名権者及び新名称を公表し、命名権者は看板表示の新設・変更等を行う。	7月頃（8月頃使用開始）

※1 詳しくは「[匠瑳市ネーミングライツ事業優先候補者審査基準](#)」をご覧ください。

※2 名称変更に伴う看板の新設や変更等について、詳細協議を行います。

## 9 名称変更に伴う費用の負担

### (1) 命名権者の費用負担

名称変更に伴う敷地内外の看板表示の新設や変更・維持管理費用、契約期間終了後の原状回復費用は、命名権者の負担（命名権料とは別途負担）とします。

また、施工については、施設所管課や関係部署との協議となります。

(2) 市の費用負担

市が新たに発行する広報やパンフレット、市が管理するホームページ等の名称変更費用は市の負担とします。

10 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や申込みに際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

お問合せ先

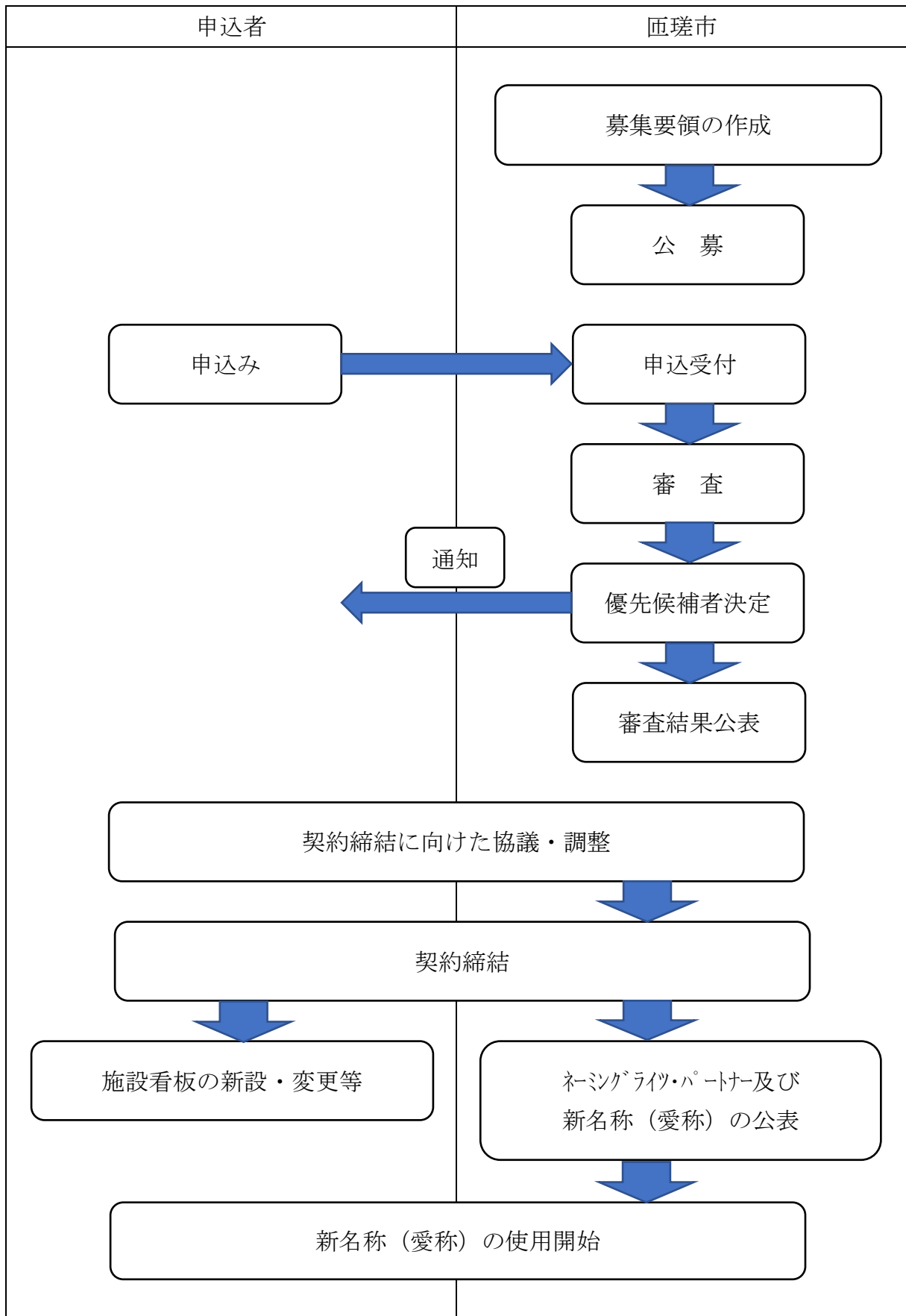
匝瑳市役所 財政課 管財班 高橋

電話：0479-73-0085（直通）

FAX：0479-72-1114

電子メール：[z-kanzai@city.sosa.lg.jp](mailto:z-kanzai@city.sosa.lg.jp)

ネーミングライツ手続きフロー図



匝瑳市ネーミングライツ事業対象施設

施設の種類		住所・位置	命名権料（年額・円） 希望金額※1	命名条件※2	備考
No.	名称				
スポーツ施設					
1	八日市場ドーム	匝瑳市八日市場ハ793番地1	1,000,000	ドーム	
2	のさかアリーナ	匝瑳市今泉6536番地	500,000	アリーナ	
3	山桑公園野球場	匝瑳市山桑125番地	300,000		野球場

※1 対象施設ごとに市が希望金額を設定しています。

希望命名権料が市の設定希望金額を下回る場合であっても申込みを受け付けますが、事前に協議をお願いします。

※2 命名条件がある場合は、指定された文字を含めてお申し込み下さい。